入門テキスト

効率的な知識の定着を追求し続け、実績とともに進化するテキスト

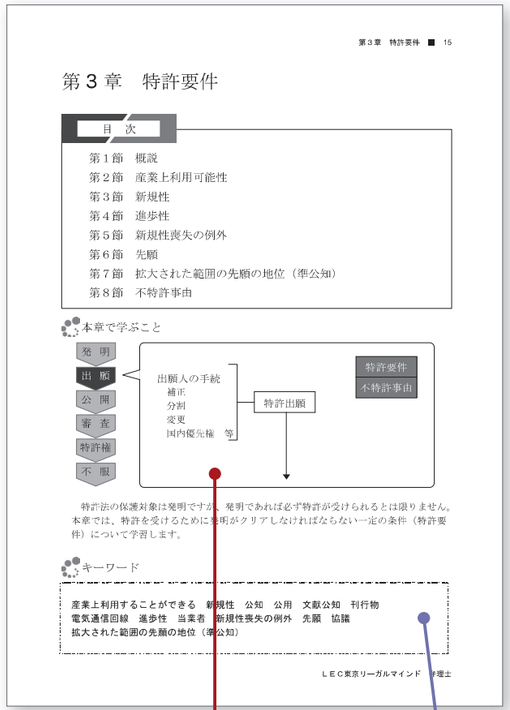
第３章　特許要件

目　次
第１節　概説
第２節　産業上利用可能性
第３節　新規性
第４節　進歩性
第５節　新規性喪失の例外
第６節　先願
第７節　拡大された範囲の先願の地位（準公知）
第８節　不特許事由

本章で学ぶこと
発　明
出　願
公　開
審　査
特許権
不　服
出願人の手続
補正
分割
変更
国内優先権　等
特許出願
特許要件
不特許事由

特許法の保護対象は発明ですが、発明であれば必ず特許が受けられるとは限りません。本章では、特許を受けるために発明がクリアしなければならない一定の条件（特許要件）について学習します。

キーワード
産業上利用することができる　新規性　公知　公用　文献公知　刊行物
電気通信回線　進歩性　当業者　新規性喪失の例外　先願　協議
拡大された範囲の先願の地位（準公知）

LEC東京リーガルマインド　弁理士

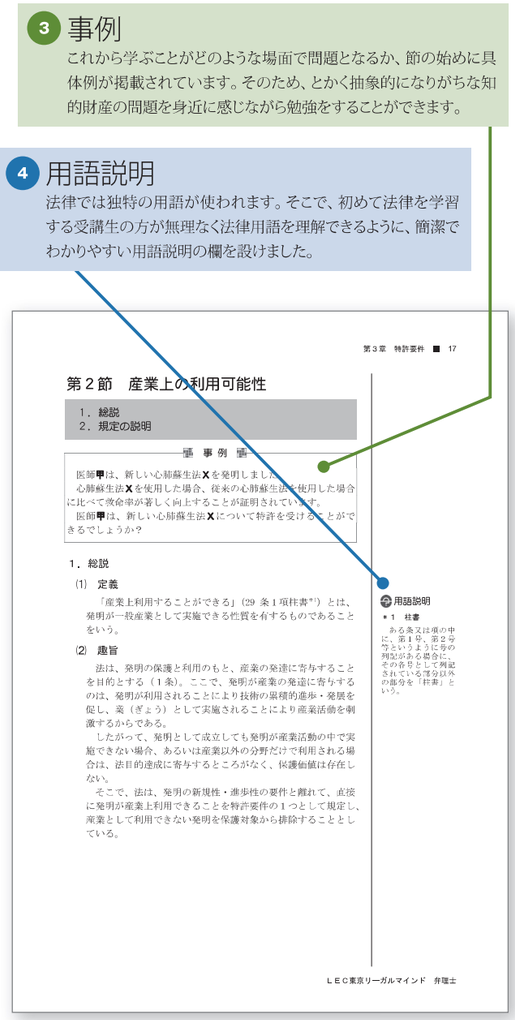
第３章　特許要件

第２節　産業上の利用可能性

1．総説
2．規定の説明

事例
医師甲は、新しい心肺蘇生法Xを発明しました。
心肺蘇生法Xを使用した場合、従来の心肺蘇生法を使用した場合に比べて救命率が著しく向上することが証明されています。
医師甲は、新しい心肺蘇生法Xについて特許を受けることができるでしょうか？

1．総説
(1)　定義
「産業上利用することができる」（29条１項柱書*1）とは、発明が一段産業として実施できる性質を有するものであることをいう。
(2)　趣旨
法は、発明の保護と利用のもと、産業の発達に寄与することを目的とする（１条）。ここで、発明が産業の発達に寄与するのは、発明が利用されることにより技術の蓄積の進歩・発展を促し、業（ぎょう）として実施されることにより産業活動を刺激するからである。
したがって、発明として成立しても発明が産業活動の中で実施できない場合、あるいは産業以外の分野だけで利用される場合は、法目的達成に寄与するところがなく、保護価値は存在しない。
そこで、法は、発明の新規性・進歩性の要件と離れて、直接に発明が産業上利用できることを特許要件の１つとして規定し、産業として利用できない発明を保護対象から排除することとしている。

用語説明
＊１　柱書
ある条文は項の中に、第１号、第２号や「…という」に号の列挙がある場合に、その各号として列記されている項以外の部分を「柱書」という。

LEC東京リーガルマインド　弁理士

1 アウトライン
これから学ぶテーマの位置づけを簡潔な図で明確にしています。これによって、俯瞰的にテーマを把握できるので、条文の理解が進みます。

2 キーワード
ポイントとなるキーワードを章の始めに提示してあるので、学習を進める上での指針が明確になり、効率よく知識を定着させることができます。

3 事例
これから学ぶことがどのような場面で問題となるか、節の始めに具体例が掲載されています。そのため、とかく抽象的になりがちな知的財産の問題を身近に感じながら勉強をすることができます。

4 用語説明
法律では独特の用語が使われます。そこで、初めて法律を学習する受講生の方が無理なく法律用語を理解できるように、簡潔でわかりやすい用語説明の欄を設けました。

短期合格実現のために進化するテキスト

◉LEC 入門講座で使用されるテキストは、必要な情報が過不足なく盛り込まれており、かつ、それがわかりやすく整理されているので、短期合格のための理想的なツールとなっています。
◉弁理士試験の対象である知的財産に関する法律は、一般的に馴染みが薄く、初学者にとっては理解することが難しい法律と言えます。この点、LEC が提供する弁理士試験教材は、図解やアドバイス等を多く用いて解説されているので、初学者にとってわかりやすいだけでなく、合格レベルの実力を十分に身につけることができる内容になっています。
◉さらに、本試験の傾向に沿った構成にすることで、本試験への対応力を養うことができるようになっています。
◉LEC が多くの弁理士試験短期合格者を輩出している理由がオリジナルテキストに凝縮されているのです。

非売品

入門インプット講座使用テキスト

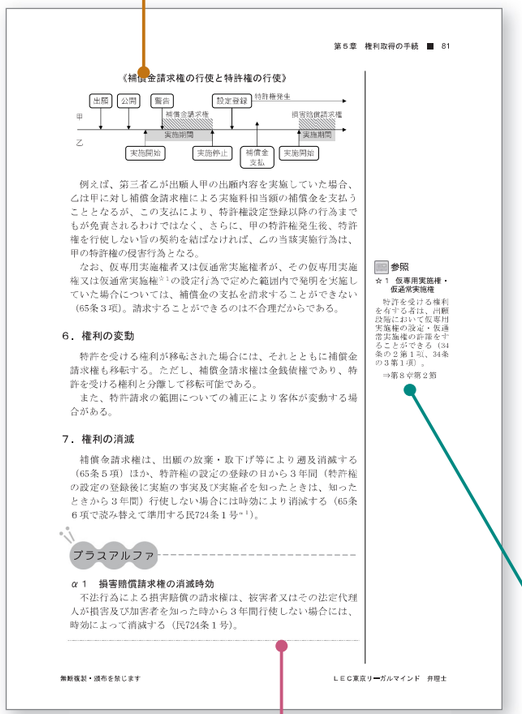
第５章　権利取得の手続

《補償金請求権の行使と特許権の行使》
出願　公開　審査　設定登録　特許権発生
甲
乙
補償金請求権
実施期間
損害賠償請求権
実施開始　実施停止　補償金支払　実施開始

例えば、第三者乙が出願人甲の出願内容を実施していた場合、乙は甲に対し補償金請求権による実施料相当額の補償金を支払うこととなるが、この支払により、特許権設定登録以降の行為までもが免責されるわけではなく、さらに、甲の特許権発生後、特許権を行使しない旨の契約を結ばなければ、乙の当該実施行為は、甲の特許権の侵害行為となる。
なお、仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その仮専用実施権又は仮通常実施権*1の設定行為で定めた範囲内で発明を実施していた場合については、補償金の支払を請求することができない（65条３項）。請求することができるのは不合理だからである。

参照
☆１　仮専用実施権・仮通常実施権
特許を受ける権利を有する者は、内閣総理大臣に対して仮専用実施権の設定・仮通常実施権の許諾をすることができる（34条の２第１号、34条の３第１項）。
⇒第８章第２節

6．権利の変動
特許を受ける権利が移転された場合には、それとともに補償金請求権も移転する。ただし、補償金請求権は金銭債権であり、特許を受ける権利と分離して移転可能である。
また、特許請求の範囲についての補正により客体が変動する場合がある。

7．権利の消滅
補償金請求権は、出願の放棄・取下げ等により遡及消滅する（65条５項）ほか、特許権の設定の登録の日から３年間（特許権の設定の登録後に実施の事実及び実施者を知ったときは、知ったときから３年間）行使しない場合により消滅する（65条６項で読み替えて準用する民724条１号*1）。

プラスアルファ
α１　損害賠償請求権の消滅時効
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から３年間行使しない場合には、時効によって消滅する（民724条１号）。

無断複製・頒布を禁じます
LEC東京リーガルマインド　弁理士

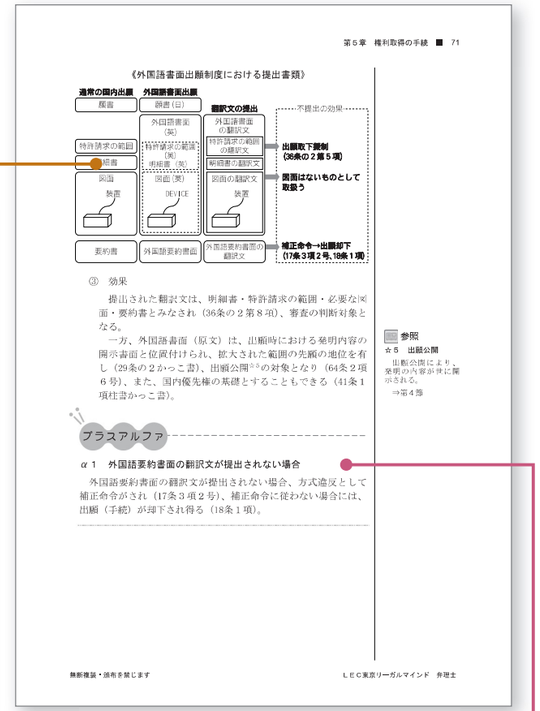
第５章　権利取得の手続

《外国語書面出願制度における提出書類》
通常の国内出願　外国語書面出願
願書　翻訳文の提出　不提出の効果
特許請求の範囲
外国語書面（英）
特許請求の範囲の翻訳文
出願取下擬制（36条の２第５項）
明細書
明細書（英）
明細書の翻訳文
図面
図面（英）
図面の翻訳文
図面はないものとして取扱う
DEVICE
装置
要約書
外国語要約書面
外国語要約書面の翻訳文
補正命令→出願却下（17条３項２号、18条１項）

③　効果
提出された翻訳文は、明細書・特許請求の範囲・必要な図面・要約書とみなされ（36条の２第８項）、審査の判断対象となる。
一方、外国語書面（原文）は、出願時における発明内容の開示書面と位置付けられ、拡大された範囲の先願の地位を有し（29条の２かっこ書）、出願公開*2の対象となり（64条２項６号）、また、国内優先権の基礎とすることもできる（41条１項柱書かっこ書）。

参照
☆５　出願公開
出願公開により、発明の内容が世に開示される。
⇒第４節

プラスアルファ
α１　外国語要約書面の翻訳文が提出されない場合
外国語要約書面の翻訳文が提出されない場合、方式違反として補正命令が（17条３項２号）、補正命令に従わない場合には、出願（手続）が却下され得る（18条１項）。

無断複製・頒布を禁じます
LEC東京リーガルマインド　弁理士

5 図表
文章を追ってばかりいても、イメージを掴むことができなければ、正確に条文を理解することはできません。そこで、条文の内容を図表により可視化し、正確な条文理解ができるように構成されています。

6 参照
法律は、様々な条文が関連して構成されています。そのため、初めて法律を学ぶ方にとって、条文の趣旨を理解するのは骨の折れることになります。そこで、関連法律等を含めて体系的な理解ができる参照欄が設けられています。

7 プラスアルファ
短期合格を実現するために、入門講座でありながら、適宜、発展的な内容を盛り込んでいます。この入門テキストをしっかり学んでいただければ、本試験レベルの知識も身につけることができます。

効率的な知識の定着を追求した教材

◉学んだ条文を実際に使いこなせて初めて、その条文を理解したことになります。そのため、短期合格のカギは、いかに多くの問題を解いたかにあると言っても過言ではありません。
◉このような観点から、LEC の弁理士試験教材には、多くの確認問題と丁寧でわかりやすい解説が付いています。

本試験の傾向に沿った教材

◉本試験問題の分析結果はもとより、必要な情報を的確かつ十分に盛り込んでいるため、LEC の教材を使用すれば、安心して最終合格できる知識が身につきます。

＊画像はサンプルです。